



長野県報

3月29日(月)
令和3年
(2021年)
第191号

目次

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理防災課).....	3
災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則の一部を改正する規則(危機管理防災課)...	3
長野県松本空港管理規則の一部を改正する規則(交通政策課松本空港利活用・国際化推進室).....	3
職員の特別ほう賞金に関する規則の一部を改正する規則(人事課).....	4
長野県恩給給与細則の一部を改正する規則(職員課).....	4
長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員課).....	6
長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則(文化政策課).....	6
特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(県民協働課).....	7
児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則(こども・家庭課).....	7
社会福祉法施行細則の一部を改正する規則(健康福祉政策課).....	7
母体保護法施行細則の一部を改正する規則(医師・看護人材確保対策課、保健・疾病対策課).....	7
長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(地域福祉課).....	8
生活保護法施行細則の一部を改正する規則(地域福祉課).....	8
無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(地域福祉課).....	8
身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障がい者支援課).....	10
公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則(食品・生活衛生課).....	11
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課).....	12
毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則(薬事管理課).....	12
温泉法施行細則の一部を改正する規則(薬事管理課).....	13
長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課).....	14
長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課ゼロカーボン推進室).....	14
長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(生活排水課).....	15
信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手續に関する規則の一部を改正する規則 (産業立地・経営支援課).....	15
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(産業技術課).....	18
職員の勤務発明等に関する規則の一部を改正する規則(産業技術課).....	21
土地改良法施行細則の一部を改正する規則(農地整備課).....	21
土地改良財産の管理等に関する規則の一部を改正する規則(農地整備課).....	21
森林法施行細則の一部を改正する規則(森林政策課).....	21
長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則の一部を改正する規則(森林政策課).....	22
森林組合法施行細則の一部を改正する規則(信州の木活用課).....	23
森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則(森林づくり推進課).....	23
長野県営総合射撃場管理規則の一部を改正する規則(森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室).....	23
河川法施行細則の一部を改正する規則(河川課).....	23
長野県砂防指定地管理規則の一部を改正する規則(砂防課).....	23
地すべり等防止施行細則の一部を改正する規則(砂防課).....	23
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則(砂防課).....	24
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正(砂防課).....	24
長野県都市公園規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課).....	24
開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課).....	24
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課).....	25
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課).....	25
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課).....	26
財務規則の一部を改正する規則(会計課).....	26

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程(水道事業課)	27
県営水道用水料金徴収条例施行規程の一部を改正する管理規程(水道事業課)	27
企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	27
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	28
長野県企業職員宿舍管理規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	29
長野県企業局被服等貸与規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	29
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課)	29
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則(教育政策課)	30
長野県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則(高校教育課、特別支援教育課、学びの改革支援課、文化財・生涯学習課、スポーツ課)	30
職員の特別ほう賞金に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課)	32
長野県信濃美術館規則の一部を改正する規則(文化財・生涯学習課)	33
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則等の一部を改正する規則(警務課)	33
職員の分限に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	36

告 示

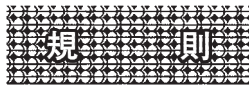
人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱の廃止(人権・男女共同参画課)	37
学校法人補助金交付要綱の廃止(私学振興課)	37
身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障がい者支援課)	37
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更(障がい者支援課)	39
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退(障がい者支援課)	39
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課)	39
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)	39
農作物等災害緊急対策事業補助金交付要綱の一部改正(農業政策課)	40
保安林予定森林にする旨の通知(8件)(森林づくり推進課)	40
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課)	42
県道の路線変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	43
災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の一部改正(建築住宅課)	44
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(2件)(会計課)	45
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(6件)(道路管理課)	45
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課)	48
長野県質屋営業法施行規程の一部改正(生活安全企画課)	49
職員の任用に関する細則の一部改正(人事委員会事務局)	49

公 告

大規模小売店舗土地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	50
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	55
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)	55
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課)	55
特定調達契約に係る落札者の決定(医療政策課)	56

訓 令

長野県職員服務規程の一部改正(人事課)	56
教育委員会事務局の職員及び教育機関の職員の服務の宣誓に関する事務取扱規程の廃止(教育政策課、高校教育課、特別支援教育課)	62
長野県教育委員会文書規程の一部改正(教育政策課)	62
長野県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正(保健厚生課)	62



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布
します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第26号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次の
ように改正する。

第5条中「印を押して」を削る。

様式第1号から様式第4号までの規定中

「氏名(法人その他の団体の場合は、事) ④」
業の種類、名称及び代表者名

を

「氏名(法人その他の団体の場合は、事) ④」
業の種類、名称及び代表者名

に改める。

様式第5号中「氏名 ④」を

「氏名」に改める。

様式第6号から様式第8号までの規定中

「氏名(法人その他の団体の場合は、) ④を」
名称及び代表者名

「氏名(法人その他の団体の場合は、) ④に」
名称及び代表者名

める。

「所有者氏名 ④

様式第9号中 占有者氏名 ④を

受領者氏名 ④

「所有者氏名

占有者氏名 に改める。

受領者氏名」

様式第10号中

「氏名(法人その他の団体の場合は、) ④を」
名称及び代表者名

「氏名(法人その他の団体の場合は、) ④に」
名称及び代表者名

改める。

様式第12号中「氏名 ④」を

「氏名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

危機管理防災課

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補
償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第27号

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害
補償に関する規則の一部を改正する規則

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関す
る規則(昭和38年長野県規則第54号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「(様式第1号)」を「(様式第1号)(第3条関係)」
に、「氏名 ④」を「氏名」に改め
る。

様式第2号中「(様式第2号)」を「(様式第2号)(第4条関係)」
に、「氏名 ④」を「氏名」に改め
る。

様式第5号中「(様式第5号)」を「(様式第5号)(第5条、第8
条関係)」に、「氏名 ④」を
「氏名」に改める。

様式第6号中「(様式第6号)」を「(様式第6号)(第6条、第7
条関係)」に、「氏名 ④」を

「氏名」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「氏名 ④」を

「氏名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

危機管理防災課

長野県松本空港管理規則の一部を改正する規則をここに
公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第28号

長野県松本空港管理規則の一部を改正する規則

長野県松本空港管理規則(昭和40年長野県規則第9号)の一部を
次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までの規定中

「氏名 ④」を「氏名」に
改める。

様式第7号の表面中「長野松本空港条例」を「長野県松本空港条
例」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

交通政策課
松本空港利活用・国際化推進室

職員の特別ほう賞金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第29号

職員の特別ほう賞金に関する規則の一部を改正する規則

職員の特別ほう賞金に関する規則(昭和47年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「(別記様式)」を「(別記様式)(第5条関係)」に、「内申者職氏名」を「内申者職氏名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事課

長野県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第30号

長野県恩給給与細則の一部を改正する規則

長野県恩給給与細則(昭和32年長野県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「平成」を「令和」に改める。

様式第1号中「(様式第1号)」を「(様式第1号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第2号中「(様式第2号)」を「(様式第2号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第3号中「(様式第3号)」を「(様式第3号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第4号中「(様式第4号)」を「(様式第4号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第5号中「(様式第5号)」を「(様式第5号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第6号中「(様式第6号)」を「(様式第6号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第7号中「(様式第7号)」を「(様式第7号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第8号中「(様式第8号)」を「(様式第8号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第9号中「(様式第9号)」を「(様式第9号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

に改める。

様式第10号中「(様式第10号)」を「(様式第10号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第11号中「(様式第11号)」を「(様式第11号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第12号中「(様式第12号)」を「(様式第12号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第13号中「(様式第13号)」を「(様式第13号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第14号中「(様式第14号)」を「(様式第14号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第15号中「(様式第15号)」を「(様式第15号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第16号中「(様式第16号)」を「(様式第16号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第17号中「(様式第17号)」を「(様式第17号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第18号中「(様式第18号)」を「(様式第18号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第19号中「(様式第19号)」を「(様式第19号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第20号中「(様式第20号)」を「(様式第20号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第21号中「(様式第21号)」を「(様式第21号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第22号中「(様式第22号)」を「(様式第22号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第23号中「(様式第23号)」を「(様式第23号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第24号中「(様式第24号)」を「(様式第24号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第26号中「(様式第26号)」を「(様式第26号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第27号中「(様式第27号)」を「(様式第27号)(第3条関係)」に、「氏名」を「氏名」に、「こえる」を「超える」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

様式第28号中「(様式第28号)」を「(様式第28号)(第3条関係)」に改める。

に、「氏名㊟」を「氏名」に、「こえる」を「超える」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

様式第28号の2中「(様式第28号の2)」を「(様式第28号の2)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第28号の3中「(様式第28号の3)」を「(様式第28号の3)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第28号の4中「(様式第28号の4)」を「(様式第28号の4)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に、「により(禁錮懲役)」を「により(禁錮懲役)」に改め、同様式の備考の1中「禁錮」を「禁錮」に改める。

様式第28号の5中「(様式第28号の5)」を「(様式第28号の5)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に、「により(禁錮懲役)」を「により(禁錮懲役)」に改め、同様式の備考の1中「禁錮」を「禁錮」に改める。

様式第28号の6中「(様式第28号の6)」を「(様式第28号の6)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第28号の7中「(様式第28号の7)」を「(様式第28号の7)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第29号中「(様式第29号)」を「(様式第29号)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に、「こえる」を「超える」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

様式第35号中「(様式第35号)」を「(様式第35号)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第36号中「(様式第36号)」を「(様式第36号)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第37号中「(様式第37号)」を「(様式第37号)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第38号中「(様式第38号)」を「(様式第38号)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第39号中「(様式第39号)」を「(様式第39号)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第40号中「(様式第40号)」を「(様式第40号)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第41号中「(様式第41号)」を「(様式第41号)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第42号中「(様式第42号)」を「(様式第42号)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第43号中「(様式第43号)」を「(様式第43号)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第44号中「(様式第44号)」を「(様式第44号)(第3条関係)」

に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第44号の2中「(様式第44号の2)」を「(様式第44号の2)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第45号中「(様式第45号)」を「(様式第45号)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第45号の2中「(様式第45号の2)」を「(様式第45号の2)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第45号の3中「(様式第45号の3)」を「(様式第45号の3)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第45号の4中「(様式第45号の4)」を「(様式第45号の4)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第45号の5中「(様式第45号の5)」を「(様式第45号の5)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第45号の6中「(様式第45号の6)」を「(様式第45号の6)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第45号の7中「(様式第45号の7)」を「(様式第45号の7)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第45号の8中「(様式第45号の8)」を「(様式第45号の8)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第45号の9中「(様式第45号の9)」を「(様式第45号の9)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第45号の10中「(様式第45号の10)」を「(様式第45号の10)(第3条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改め、同様式の備考の2中「第19条の3第4項」を「第19条ノ3第4項」に改める。

様式第46号中「(様式第46号)」を「(様式第46号)(第7条関係)」に、「現在職業」を「氏名㊟」に改め、「現在職業」に、「氏名」を「氏名」に改める。

「委任状」を「氏名㊟」に改める。

様式第46号の2中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第47号中「(様式第47号)」を「(様式第47号)(第8条関係)」

に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第48号中「氏名㊟」を「氏名」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

様式第52号中「(様式第52号)」を「(様式第52号)(第10条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に、「き損」を「毀損」に改める。

様式第53号中「(様式第53号)」を「(様式第53号)(第11条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第54号中「(様式第54号)」を「(様式第54号)(第12条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第55号中「(様式第55号)」を「(様式第55号)(第13条関係)」に、「氏名㊟」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員課

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第31号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「平成」を「令和」に改める。

第52条第2号中「県内に居住する受給者にあつては」及び「、県外に居住する受給者にあつては様式第27号の3」を削る。

様式第1号から様式第15号の2までの規定中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第16号、様式第17号及び様式第20号から様式第23号までの規定中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第23号の2中「氏名㊟」を「氏名」に、「こえる」を「超える」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

様式第23号の3及び様式第23号の4中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第23号の5及び様式第23号の6中「氏名㊟」を「氏名」に、「こえる」を「超える」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

様式第23号の7から様式第23号の16までの規定中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第23号の17及び様式第23号の18中「氏名㊟」を「氏名」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

様式第23号の19及び様式第23号の20中「氏名㊟」

を「氏名」に改める。

様式第23号の21中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第24号から様式第26号までの規定中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第26号の2及び様式第26号の3中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第26号の4中「氏名㊟」を「氏名」に改め、同様式の備考中「第54条の2」を「第53条の2」に改める。

様式第27号中「現在職業氏名㊟」を「現在職業氏名」に、「氏名」を「氏名」に改める。

「現在職業氏名」を「氏名」に改める。

「氏名」を「氏名」に改める。

「氏名」を「氏名」に改める。

「氏名」を「氏名」に改める。

に改める。

様式第27号の2中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第28号中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第29号及び様式第29号の2中「氏名㊟」を「氏名」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

様式第30号及び様式第31号中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第32号中「氏名㊟」を「氏名」に、「き損」を「毀損」に改める。

様式第33号及び様式第34号中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

様式第41号及び様式第42号中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員課

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第32号

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則

長野県文化会館管理規則(昭和57年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名㊟」を

「代表者氏名」に改め、同様式の備考中「代表者がそれぞれ」を削り、「及び名称を記載し、記名押印した」を「、名称、代表者の氏名等を記載した」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

文化政策課

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第33号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年長野県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第5条第3項及び第13条第3項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

様式第1号中「氏名」を「氏名」に改める。

様式第2号中「氏名」を「氏名」に、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

様式第3号から様式第9号までの規定中

「代表者氏名」を

「代表者氏名」に改める。

様式第10号から様式第13号までの規定中

「氏名」を

「氏名」に改める。

様式第14号及び様式第16号から様式第23号までの規定中

「代表者氏名」を

「代表者氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第5項、第5条第3項及び第13条第3項の改正規定並びに様式第2号の改正規定（「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める部分に限る。）は、同年6月9日から施行する。

県民協働課

児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第34号

児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則

児童福祉施設管理規則（平成22年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名」を

「代表者氏名」に改め、同様式の備考中「代表者がそれぞれ」を削り、「及び名称を記載し、記名押印した」を「、名称、代表者の氏名等を記載した」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

こども・家庭課

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第35号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（昭和26年長野県規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の注意事項を次のように改める。

（注意事項） 届の場合は、※欄は記入しないこと。

様式第2号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の注意事項を削る。

様式第4号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の注意事項を次のように改める。

（注意事項） 届の場合は、※欄は記入しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

健康福祉政策課

母体保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第36号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母体保護法施行細則（昭和27年長野県規則第105号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「死亡又は失そう届」を「死亡又は失踪届」に改める。

様式第1号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第2号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第4号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第5号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第6号中「受胎調節実地指導員死亡（失そう）届」を

「受胎調節実地指導員死亡(失踪)届」に、
 「氏名 ㊦」を
 「氏名 ㊦」に、「、死亡(失そう)を
 「、死亡(失踪)に、「又は失そう)を「又は失踪)に改め、同様
 式の備考を削る。

様式第7号中「氏名 ㊦)を
 「氏名 ㊦)に改め、同様式の備考を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

医師・看護人材確保対策課
 保健・疾病対策課

長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する
 規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第37号

長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正す
 る規則

長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14
 号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(9)店舗の項中「第2条第1項に規定する一般ガス
 事業)を「第2条第2項に規定するガス小売事業)に改める。

様式第1号の建築物用中「氏名 ㊦)を
 「氏名 ㊦)に改め、同建築物用の備考の2を削
 り、同備考の3を同備考の2とし、同様式の公園用中
 「氏名 ㊦)を「氏名 ㊦)に
 改め、同公園用の備考の1を削り、同備考の2を同備考とし、同様
 式の路外駐車場用中「氏名 ㊦)
 を「氏名 ㊦)に改め、同路外駐車場用の備考の
 1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第2号中「氏名 ㊦)を
 「氏名 ㊦)に改め、同様式の備考を削る。

様式第3号中「氏名 ㊦)を
 「氏名 ㊦)に改め、同様式の備考の1を削り、
 同備考の2を同備考とする。

様式第4号中「氏名 ㊦)を
 「氏名 ㊦)に改め、同様式の備考の1を削り、
 同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地域福祉課

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布
 します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第38号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成8年長野県規則第7号)の一部を次の

ように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中
 「氏名 ㊦)を「氏名 ㊦)に
 改める。

様式第4号及び様式第5号中「代表者氏名 ㊦)
 を「代表者氏名 ㊦)に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

地域福祉課

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行
 規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第39号

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施
 行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関す
 る条例(令和3年長野県条例第9号。以下「条例」という。)の
 規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
 (サテライト型住居の数等)

第2条 条例第12条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げ
 る職員配置の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 条例第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長の
 み 4以下
- (2) 条例第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほ
 か1人以上 8以下

2 条例第12条第4項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職
 員配置の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 条例第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長の
 み 20人以下
- (2) 条例第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほ
 か1人以上 40人以下

(設備)

第3条 条例第13条第6項の規定により定める設備の基準は、次の
 各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 居室 次に定める基準
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がそ
 の者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居するなど2
 人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められ
 る場合は、この限りでない。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、7.43平方メー
 トル以上とすること。
 - エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。
 - オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面してい
 ること。
 - カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達してい
 ること。
- (2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

- (3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。
 - (4) 便所 入居定員に適したものを設けること。
 - (5) 浴室 次に定める基準
 - ア 入居定員に適したものを設けること。
 - イ 浴槽を設けること。
 - (6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。
- (重要事項の説明等)

第4条 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、当該入居申込者の承諾を得て、条例第15条第1項の重要事項並びに同条第2項の契約期間及び解約に関する事項（以下この条において「重要事項等」という。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該重要事項を記載した文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

2 前項に規定する方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 第1項の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 無料低額宿泊所は、第1項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法により当該入居申込者の承諾を得なければならない。

- (1) 第1項各号に掲げる方法のうち当該無料低額宿泊所が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

5 無料低額宿泊所は、前項の規定による承諾をした入居申込者から重要事項等の提供を電磁的方法により受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、当該重要事項等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用料の受領)

第5条 条例第17条の規定により無料低額宿泊所が受けることができる利用料の支払は、次に掲げる費用に係るものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室使用料
- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用（当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）

2 前項の利用料の基準は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
- (2) 居室使用料 次に定める基準
 - ア 無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - イ アの金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
- (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 次に定める基準
 - ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。
 - イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。（日常生活に係る金銭の管理）

第6条 条例第27条ただし書の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 条例第15条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行うなどの適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告すること。
- (8) 当該入居者が退居する場合は、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、県の求めに応じて速やかに報

告できる体制を整えておくこと。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

地域福祉課

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第40号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和35年長野県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「診療を行う場所 氏名」を「診療を行う場所 氏名」に、「長 氏 名」を

「長 氏 名」に改める。

様式第2号の視覚障害用及び聴覚・平衡・音声・言語又はそしやく機能障害用中「医師氏名」を

「医師氏名」に改め、同様式の歯科医師診断書・意見書（そしやく機能障害用）中

「歯科医師名」を「歯科医師名」に改め、同様式の肢体不自由用中

「医師氏名」を「医師氏名」に、

いすに腰かける		ブラッشで歯を磨く（自助具）	
立つ（手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）		顔を洗いタオルでふく	
家の中の移動（壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）		タオルを絞る	
洋式便器に座る		背中を洗う	
排泄の後始末をする		二階まで階段を上つて下りる（手すり、つえ、松葉づえ）	
（はしで）食事をする（スプーン、自助具）		屋外を移動する（家の周辺程度）（つえ、松葉づえ、車いす）	
コップで水を飲む		公共の乗り物を利用する	

いすに腰かける		ブラッشで歯を磨く	右（自助具）	
立つ（手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）			左（自助具）	
家の中の移動（壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）		顔を洗いタオルでふく		
洋式便器に座る		タオルを絞る		
排泄の後始末をする		背中を洗う		
（はしで）食事をする	右（スプーン、自助具）	二階まで階段を上つて下りる（手すり、つえ、松葉づえ）		
	左（スプーン、自助具）	屋外を移動する（家の周辺程度）（つえ、松葉づえ、車いす）		
コップで水を飲む	右	公共の乗り物を利用する		
	左	利き手【 右 ・ 左 】		

「走行距離」を「歩行距離」に改め、同様式の脳原性運動機能障害用から肝臓機能障害用までの規定中「医師氏名」を「医師氏名」に改める。

様式第4号中「さきに」を「先に」に、
 「(1) 障害程度が変更した。 (2) 紛失した。
 (3) 破損のため使用できない。 (4) その他()」を

「(1) 障害程度が変更した。 (2) 再認定の時期が到来した。
 (3) 紛失した。 (4) 破損のため使用できない。 に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1
 (5) その他()」

とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

障がい者支援課

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第41号

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行細則(昭和23年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名)」を

「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名)」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とし、同様式の添付書類の(8)中「備考の2」を「備考」に改める。

様式第3号中「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名)」を

「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名)」に改め、同様式の備考を削る。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第2条 クリーニング業法施行細則(昭和29年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同様式の添付書類の5中「備考の3」を「備考の2」に改める。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第3条 旅館業法施行細則(昭和32年長野県規則第29号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名)」を

「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名)」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とし、同様式の添付書類の(4)中「備考の2」を「備考」に改める。

様式第2号中

「氏名(合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者名)」を

「氏名(合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者名)」に改め、同様式の備考を削る。

(美容師法施行細則の一部改正)

第4条 美容師法施行細則(昭和33年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名)」を

「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名)」に改め、同様式の備考を削る。

様式第2号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、

同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とし、同様式の添付書類の7中「注の4」を「注の3」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第5条 理容師法施行細則(昭和33年長野県規則第57号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名)」を

「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名)」に改め、同様式の備考を削る。

様式第2号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、

同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とし、同様式の添付書類の7中「注の4」を「注の3」に改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第6条 興行場法施行細則(昭和59年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者氏名) ㊦」を「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者氏名) ㊦」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とし、同様式の添付書類の(5)中「備考の2」を「備考」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第42号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和40年長野県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

様式第1号中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改め、同様式の注を削る。

様式第3号中「氏名〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕 ㊦」を「氏名〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕」に改め、同

様式の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3を同注の2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第43号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則(昭和43年長野県規則第28号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦」

を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦」

に改め、同様式の備考を削る。

様式第3号中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦」

を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦」

に改め、同様式の備考を削る。

様式第4号中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦」

を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦」

に改め、同様式の備考を削る。

様式第5号中「氏名 ㊦」を

「氏名 ㊦」に改め、同様式の備考の3を削る。

様式第7号中「氏名 ㊦」を

「氏名 ㊦」に改め、同様式の備考の2を削り、同備考の1を同備考とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

薬事管理課

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第44号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(昭和38年長野県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第3条中「土地掘削(ゆう出路増掘、動力装置)許可有効期間更新申請書」を「土地掘削(湧出路増掘、動力装置)許可有効期間更新申請書」に改める。

第4条の見出し中「、ゆう出路増掘」を「、湧出路増掘」に改め、同条中「土地掘削(ゆう出路増掘、動力装置)許可に係る地位の承継承認申請書」を「土地掘削(湧出路増掘、動力装置)許可に係る地位の承継承認申請書」に改める。

第5条の見出し中「ゆう出路増掘」を「湧出路増掘」に改め、同条中「土地掘削(ゆう出路増掘)施設等変更許可申請書」を「土地掘削(湧出路増掘)施設等変更許可申請書」に改める。

第7条の見出し中「ゆう出路増掘」を「湧出路増掘」に改め、同条中「ゆう出路増掘許可申請書」を「湧出路増掘許可申請書」に改める。

様式第1号中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟」を
「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 」に、「ゆう出路」を「湧出路」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3中「ゆう出地」を「湧出地」に改め、同3を同備考の2とする。

様式第2号中 「土地掘削
ゆう出路増掘
動力装置」許可有効期間更新申請書 を 「土地掘削
湧出路増掘
動力装置」許可有効期間更新申請書 に、

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟」を
「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 」に、
「、土地掘削
ゆう出路増掘
動力装置」許可 を、「湧出路増掘
動力装置」許可 に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考と

する。

様式第3号中 「土地掘削
ゆう出路増掘
動力装置」許可に係る地位の承継承認申請書 を

「湧出路増掘
動力装置」許可に係る地位の承継承認申請書 に、

「氏名(合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名) ㊟」を
「氏名(合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名) 」に、
「、土地掘削
ゆう出路増掘
動力装置」許可 を、「湧出路増掘
動力装置」許可 に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考と

する。

様式第4号中 「土地掘削
ゆう出路増掘」施設等変更許可申請書 を 「土地掘削
湧出路増掘」施設等変更許可申請書 に、

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟」を
「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 」に、
「、土地掘削
ゆう出路増掘」施設等 を、「湧出路増掘
動力装置」施設等 に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考

とする。

様式第7号中「ゆう出路増掘許可申請書」を「湧出路増掘許可申請書」に、

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟」を
「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 」に、「ゆう出路を」を「湧出路を」に、「ゆう出量」を「湧出量」

に、「ゆう出路の」を「湧出路の」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第8号中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦)を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦)に、「ゆう出量」を「湧出量」に改め、同様式の備考を削る。

様式第9号中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦)を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦)に改め、同様式の備考を削る。

様式第10号中

「氏名(合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名) ㊦)を

「氏名(合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名) ㊦)に改め、同様式の備考を削る。

様式第11号中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦)を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦)に改め、同様式の備考を削る。

様式第13号中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦)を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦)に改め、同様式の備考を削る。

様式第15号中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦)を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦)に、「温泉のゆう出地」を「温泉の湧出地」に改め、

同様式の備考を削り、同様式の添付書類の2中「ゆう出地」を「湧出地」に改める。

様式第16号中「氏名(合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名) ㊦)を

「氏名(合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名) ㊦)に改め、同様式の備考を削る。

様式第18号中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦)を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦)に改め、同様式の備考を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

薬事管理課

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第45号

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

長野県環境影響評価条例施行規則(平成10年長野県規則第26号)
の一部を次のように改正する。

第64条第1項中「並びに条例第20条第2項」を「、条例第20条第2項の意見、条例第21条の2第2項の意見並びに条例第31条の6の関係市町村長」に改める。

様式第3号中「氏名 ㊦)を

「氏名 ㊦)に改め、同様式の備考を削る。

様式第4号中「氏名 ㊦)を

「氏名 ㊦)に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

様式第4号の2中 「長野県知事 殿 を

「長野県知事 殿 に改める。
(市町村長)

様式第5号中「氏名 ㊦)を

「氏名 ㊦)に改め、同様式の備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

環境政策課

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第46号

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則(平成18年長野県規則第22号)
の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

環境政策課ゼロカーボン推進室

長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第47号

長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

長野県流域下水道事業財務規則(平成31年長野県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第74条第3項中「付記押印させ」を「付記させ」に改める。

様式第37号及び様式第38号中 「氏名」を

「請求者氏名」に、「請求、受領、精算印」を

「受領、精算印」に改める。

様式第46号中「氏名」を「氏名」に改める。

様式第47号中 「」を

「」に、「氏名」を

「氏名」に改める。

様式第48号中「氏名」を

「氏名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第37号及び様式第38号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

生活排水課

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第48号

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得

税の課税免除の手續に関する規則の一部を改正する規則

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手續に関する規則(平成17年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税

免除の手續に関する規則

第1条中「信州ものづくり産業投資応援条例」を「長野県産業投資応援条例」に改める。

第2条第1項中「日」を「日(次項第3号において「供用開始日」という。)」に、「信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産

取得税の課税免除認定申請書」を「長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除認定申請書」に改め、同項第4号中「次号及び第9号」を「以下この項及び次項第1号」に改め、同項第9号中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第3号」に改め、同条第10号を次のように改める。

(10) 付加価値額計算書(様式第5号)

第2条第2項中「前項」を「第1項」に、「承認又は不承認」を「認定又は不認定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、前項の申請に係る事業が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、条例第2条第1項の認定をするものとする。

(1) 条例別表に掲げる事業を営み、又は営もうとする法人又は個人が、条例第2条第1項に規定する対象期間において、当該事業の用に供するために家屋等の取得(同項に規定する取得をいう。)をしたこと。

(2) 条例第2条第1項各号のいずれにも該当すること。

(3) 供用開始日から起算して5年を経過した日の属する年又は事業年度の末日における当該事業の付加価値額に相当する額から供用開始日の属する年の前年又は供用開始日の直前に終了した事業年度の末日における当該事業の付加価値額に相当する額を減じた額が3,685万円以上となる見込みがあること。

第3条中「前条第2項」を「第2条第3項」に、「承認の通知の日」を「認定の通知の日」に、「信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除申請書(様式第5号)」を「長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除申請書(様式第6号)」に改め、同条第1号中「前条第2項」を「第2条第3項」に、「承認」を「認定」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(法人等が行う投資を応援するための財政上又は税制上の措置等を講じている市町村)

第3条 条例第2条第1項第1号の規則で定める市町村は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

(別表)(第3条関係)

- 長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 佐久穂町 御代田町 立科町 長和町 青木村 下諏訪町 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 王滝村 大桑村 麻績村 山形村 朝日村 筑北村 池田町 松川村 小谷村 坂城町 小布施町 高山村 山ノ内町 木島平村 信濃町 飯綱町 小川村 栄村

様式第1号中

「信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除認定申請書」

を「長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除認定申請書」

に、「氏名」を「氏名」に、

「信州ものづくり産業投資応援条例第2条第1項」を

「長野県産業投資応援条例第2条第1項」に、

企業概要	資本金の額又は出資の総額	千円
	従業員数	人
新(増)設した事業所等	名称	
	所在地	

を

新(増)設した事業所等	名称	
	所在地	

に改める。

様式第4号中「事業の用に供した日」を

「供用開始日」に、「事業の用に供した日の」を

「供用開始日の」に改める。

様式第5号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に、

「信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除申請書」

を

「長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除申請書」

に、「氏名」を「氏名」に

に、「信州ものづくり産業投資応援条例第2条第2項」を

「長野県産業投資応援条例第2条第2項」に、

「当該家屋等を事業の用に供した年月日」を

「供用開始日」に改め、同様式を

様式第6号とし、様式第4号の次に次の様式を加える。

(様式第5号) (第2条関係)

付 加 価 値 額 計 算 書

(単位：千円)

区 分	年 月 期 末	①売上高	費用総額			⑤給与総額	⑥租税公課	⑦付加価値額 (①-④+⑤+⑥)
			②売上原価	③販売費及び 一般管理費	④計 (②+③)			
供用開始 前年度時							a	
供用開始後 1年経過時								
供用開始後 2年経過時								
供用開始後 3年経過時								
供用開始後 4年経過時								
供用開始後 5年経過時							b	
備 考	(付加価値額の計算) (b) _____ 千円 - (a) _____ 千円 = _____ 千円							

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

産業立地・経営支援課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第49号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則(昭和58年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中「静解析」を「定常線形解析」に、	「	7,100	」を	「	8,200	」に、	「	14,000	」を
	「	13,000	」		14,000	」		26,000	」
「	15,000	」に、	「	(ウ) データ変換	」	「	6,400	」を	
	28,000	」							
「	(ウ) データ変換	」	「	6,400	」に、				
	(エ) 環境負荷計算	」	「	20,000	」				
「	(3) 透過型電子顕微鏡によるもの	」							
「	(3) 分析走査電子顕微鏡によるもの	」							
	ア 表面形状観察による場合	」		3,100					
	イ エネルギー分散分析による場合	」							
	(7) 元素分析	」		9,100					
	(4) 元素マッピング分析	」		18,000					
	(4) 透過型電子顕微鏡によるもの	」							

「(5) 高温濡れ性・固液接触角測定装置」を「(6) 高温濡れ性・固液接触角測定装置」に、「(6) デジタル顕微鏡」を「(7) デジタル顕微鏡」に、「(7) 極低加速電圧走査型電子顕微鏡」を「(8) 極低加速電圧走査型電子顕微鏡」に、「(8) 集束イオンビーム加工観察装置」を「(9) 集束イオンビーム加工観察装置」に、

「	(3) 低温溶射装置によるもの	」	「	6,800	」を				
「	(3) 熱間等方加圧装置によるもの	」							
	ア 白金合金加熱装置を用いる場合	」		82,000					
	イ モリブデン加熱装置を用いる場合	」		69,000					
	ウ グラファイト加熱装置を用いる場合	」		71,000					
	(4) 低温溶射装置によるもの	」		6,800					

「(9) 集束イオンビーム加工観察装置」に、

「	(7) ねじ測定試験	」							
「	カ 計測用エックス線CT装置によるもの	」							
	(7) CT測定	」		10,000					
	(4) 形状照合	」		3,100					
	(7) ねじ測定試験	」							

「20,000(」を「24,000(」に、「13,000)」を「16,000)」に、

「	カ 燃料電池評価試験	1件	18,000	」を					
「	(ウ) 回路解析	1件(5解析項目までごとに1件とする。)	12,000	」に、					
	カ 燃料電池評価試験	1件	18,000	」					

(18) 複合サイクル試験	1件(8時間 までごとに1 件とする。)	6,600	を		
(18) 複合サイクル試験	1件(8時間 までごとに1 件とする。)	6,600	に、	「	6,200 6,200 5,900 6,100
(19) 大型恒温恒湿試験	1件(1時間 までごとに1 件とする。)	5,800			

め、同表の食品の項中

オ ルチン	〃	11,000	を	
オ ルチン	〃	11,000	に改め、同表の化学等の項中	
カ アントシアニン	〃	8,300		
キ 総ポリフェノール	〃	5,100		
ク リコピン	〃	5,600		
ケ ペクチン	〃	8,000		
ア ガスクロマトグラフ質量分析装置 によるもの	〃	36,000	を	
ア ガスクロマトグラフによるもの	1件1試料	11,000	に、「イ 高速液体クロマトグラフ」を「ウ 高速液体	
イ ガスクロマトグラフ質量分析装置 によるもの	1件1成分	36,000		

クロマトグラフ」に、「ウ イオンクロマトグラフ」を「エ イオンクロマトグラフ」に、「エ プラズマ発光分析装置」を「オ プラズマ発光分析装置」に、「オ プラズマ質量分析装置」を「カ プラズマ質量分析装置」に、「カ 燃烧溶解式元素分析装置」を「キ 燃烧溶解式元素分析装置」に、「キ 蛍光エックス線分析装置」を「ク 蛍光エックス線分析装置」に、「ク サイズ排除クロマトグラフィーシステム」を「ケ サイズ排除クロマトグラフィーシステム」に、「ケ ゲルマニウム半導体核種分析装置」を「コ ゲルマニウム半導体核種分析装置」に、

(1) 機械的試験	1件	2,000	を	
(1) 機械的試験			に、	
ア ひずみの測定を要するもの				
(7) 試験温度常温の場合	1件	2,300		
(4) 恒温槽を用いる場合	〃	4,300		
イ ひずみの測定を要しないもの				
(7) 試験温度常温の場合	〃	2,000		
(4) 恒温槽を用いる場合	〃	3,900		
(16) 燃烧排ガス成分				を
ア スポット測定	〃	1,300		
イ 連続測定	1件(1時間 までごとに1 件とする。)	2,700		
(17) 電力	1件(24時間 までごとに1 件とする。)	1,900		
(18) 熱流束	〃	2,100		
(19) 照度	1件	700		
(20) エア漏れ	〃	1,900		

(16) 工場エネルギー使用量		
ア 燃焼排ガス成分		
(7) スポット測定	〃	1,300
(4) 連続測定	1件(1時間 までごとに1 件とする。)	2,700
イ 電力	1件(24時間 までごとに1 件とする。)	1,900
ウ 熱流束	〃	2,100
エ 照度	1件	700
オ エア漏れ	〃	1,900
カ 生産設備稼働状態	1件(24時間 までごとに1 件とする。)	4,500 (測定 に用いる検出 器の数が8を 超える場合に あっては、 1,800円に当 該検出器の数 から8を減じ た数を4で除 して得た数 (その数が1 に満たないと きは1とし、 その数に1に 満たない端数 が生じたとき はこれを切り 上げる。)を 乗じて得た額 に4,500円を 加えた額)

に、

「 (1) 脳波計測 | 〃 | 」を

「 (1) 脳波計測 | 1件 | 」に改め、同表の備考の18を同備考の20とし、同備考の17中「化学等の項

の4の(16)のイ、(17)及び(18)」を「化学等の項の4の(16)のアの(イ)、イ、ウ及びカ」に、「同(16)のイ」を「同アの(イ)」に、「同(17)」を「同イ」に、「同(18)」を「同ウ」に、「とする」を「、同カにあっては1,000円とする」に改め、同17を同備考の19とし、同備考の16中「化学等の項の2の(1)のウからオ」を「化学等の項の2の(1)のエからカ」に、「同ウ」を「同エ」に、「同エ」を「同オ」に、「同オ」を「同カ」に改め、同16を同備考の18とし、同備考の13から15までを同備考の15から17までとし、同備考の12中「及び(16)」を「、(16)及び(19)」に、「とする」を「、同(19)にあっては4,500円とする」に改め、同12を同備考の14とし、同備考の11を同備考の13とし、同備考の10を同備考の12とし、同備考の9中「の分析」を「及びカの(7)の試験」に、「とする」を「、同カの(7)にあっては5,800円とする」に改め、同9を同備考の11とし、同備考の8を同備考の10とし、同備考の7を同備考の9とし、同9の前に次のように加える。

8 機械金属の項の3の(3)の試験における1時間を超える手数料の額は、その超える1時間について、同(3)のアにあっては13,000円、同(3)のイ及びウにあっては12,000円とする。

別表の備考の6中「機械金属の項の2の(8)のア」を「機械金属の項の2の(9)のア」に改め、同6を同備考の7とし、同備考の5中「機械金属の項の2の(7)のウの(イ)」を「機械金属の項の2の(8)のウの(イ)」に改め、同5を同備考の6とし、同備考の4中「機械金属の項の2の(7)のウの(7)」を「機械金属の項の2の(8)のウの(7)」に改め、同4を同備考の5とし、同備考の3中「機械金属の項の2の(5)のイ」を「機械金属の項の2の(6)のイ」に改め、同3を同備考の4とし、同備考の2の次に次のように加える。

3 機械金属の項の2の(3)のイの(7)の分析における同一試料について1件を超える手数料の額は、その超える1件について、7,700円とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

職員の勤務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第50号

職員の勤務発明等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務発明等に関する規則(昭和32年長野県規則第37号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「職氏名 ㊦」を「職氏名」に、「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

産業技術課

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第51号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則(昭和40年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中

「申請人 ㊦」を「申請人(以下申請人連署) ㊦」に改める。

「申請人(以下申請人連署) ㊦」を「申請人(以下申請人連署) ㊦」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「理事長 ㊦」を「理事長」に改める。

様式第7号中「請求人 ㊦」を「請求人」に改める。

様式第9号中「理事長 ㊦」を「理事長」に改める。

様式第10号中「理事 ㊦」を「理事」に改める。

様式第23号及び様式第24号中「清算人代表 ㊦」を「清算人代表」に改める。

様式第38号及び様式第39号中「郡市 町村 大字 番地 ㊦」を「郡市 町村 大字 番地」に改める。

「郡市 町村 大字 番地」を「郡市 町村 大字 番地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農地整備課

土地改良財産の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第52号

土地改良財産の管理等に関する規則の一部を改正する規則

土地改良財産の管理等に関する規則(昭和45年長野県規則第49号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「様式第2号」を「(様式第2号)(第10条関係)」に、「管理受託者の長 ㊦」を「管理受託者の長」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「(様式第3号)(第10条関係)」に、「管理受託者の長 ㊦」を「管理受託者の長」に改める。

様式第4号中「様式第4号」を「(様式第4号)(第12条関係)」に、「管理受託者の長 ㊦」を「管理受託者の長」に改める。

様式第5号中「様式第5号」を「(様式第5号)(第13条関係)」に、「管理受託者の長 ㊦」を「管理受託者の長」に改める。

様式第6号中「様式第6号」を「(様式第6号)(第13条関係)」に、「管理受託者の長 ㊦」を「管理受託者の長」に改める。

様式第7号中「様式第7号」を「(様式第7号)(第14条関係)」に、「管理受託者の長 ㊦」を「管理受託者の長」に改める。

様式第8号中「様式第8号」を「(様式第8号)(第14条関係)」に、「管理受託者の長 ㊦」を「管理受託者の長」に改める。

様式第10号中「様式第10号」を「(様式第10号)(第15条関係)」に、「管理受託者の長 ㊦」を「管理受託者の長」に改める。

様式第11号中「様式第11号」を「(様式第11号)(第21条関係)」に、「土地改良区等の長 ㊦」を「土地改良区等の長」に改める。

様式第13号中「様式第13号」を「(様式第13号)(第27条関係)」に、「譲受者 ㊦」を「譲受者」に改める。

様式第14号中「様式第14号」を「(様式第14号)(第32条関係)」に、「住所氏名 ㊦」を「住所氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農地整備課

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第53号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(昭和35年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、

同備考の2を同備考とする。

様式第5号中「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改め、同様式の備考を削る。

様式第6号中「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改め、同様式の備考を削る。

様式第8号中「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改め、同様式の備考を削る。

様式第9号の職員用の表中
写真
押出
スタンプ

写真
所属
職名
氏名
年月日生

職名
氏名
に、「立入調査」を「他人の森林に立ち入

つて調査等」に改め、同様式の委任した者用の表中

写真
写真
押出
スタンプ

所属(住所)
氏名
住所(所属)
氏名
年月日生

査」を「他人の森林に立ち入って測量又は実地調査」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の森林法施行細則の規定に基づいて交付されている身分を示す証明書は、この規則による改正後の森林法施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

森林政策課

長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第54号

長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則の一部を改正する規則

長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則(平成16年長野県規則第47号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「市町村長」を「市町村長」に改める。

様式第2号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

様式第3号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とする。

様式第4号の表面中「氏名」を「氏名」に改め、同表面の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同様式の裏面の表の森林施業のための作業路の開設の項中

3 平面図

3 平面図
4 その他知事が必要と認める書類

6 幅員、切土、盛土、法面保護等の寸法及び法面の勾配を示した定規図

6 幅員、切土、盛土、法面保護等の寸法及び法面の勾配を示した定規図
7 その他知事が必要と認める書類

開発行為の項中「法面」を「法面」に、

7 行為地から雨水等を排出するために講ずる措置を記載した書類

7 行為地から雨水等を排出するために講ずる措置を記載した書類
8 その他知事が必要と認める書類

様式第5号中「市町村長」を「市町村長」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

森林政策課

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第55号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則(昭和53年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第6条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(吸収分割の認可申請)

第6条 法第88条の3第2項の規定により認可を受けようとするときは、吸収分割経過報告書を添えて申請するものとする。

別記様式中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

信州の木活用課

森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第56号

森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則

森林病虫害等防除法施行細則(昭和27年長野県規則第96号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「氏名」を「氏名」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

森林づくり推進課

長野県営総合射撃場管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第57号

長野県営総合射撃場管理規則の一部を改正する規則

長野県営総合射撃場管理規則(昭和50年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改め、同様式の備考中「代表者がそれぞれ」を削り、「及び名称を記載し、記名押印した」を

「、名称、代表者の氏名等を記載した」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

森林づくり推進課
鳥獣対策・ジビエ振興室

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第58号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和40年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「(様式第2号)」を「(様式第2号)(第5条関係)」に、「氏名」を「氏名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

河川課

長野県砂防指定地管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第59号

長野県砂防指定地管理規則の一部を改正する規則

長野県砂防指定地管理規則(平成15年長野県規則第21号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第3号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第9号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第11号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

砂防課

地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第60号

地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則

地すべり等防止法施行細則(昭和34年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の添付書類の3中「行なう」を「行う」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を

同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4中「掘さく方法、掘さく深度、掘さく土」を「掘削方法、掘削深度、掘削

土」に改め、同4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とする。

様式第2号中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に改め、同様式の添付書類中「必要の」を「必要な」に改め、同添付書類の3中「行なう」を「行う」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

砂 防 課

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第61号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和44年長野県規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「氏名（名称） ㊤」を「氏名（名称） ㊤」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第5号中「氏名（名称） ㊤」を「氏名（名称） ㊤」に改め、同様式の備考を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

砂 防 課

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第62号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成13年長野県規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に改め、同様式の備考を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

砂 防 課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第63号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則（昭和41年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の公園施設を設けようとする場合中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に改め、同公園施設を設けようとする場合の備考を削り、同様式の公園施設を管理しようとする場合中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に改め、同公園施設を管理しようとする場合の備考を削り、同様式の許可を受けた事項を変更しようとする場合中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に改め、同許可を受けた事項を変更しようとする場合の備考を削る。

様式第2号中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第3号中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第4号中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第5号中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第6号中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第8号中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第9号中「代表者氏名 ㊤」を「代表者氏名 ㊤」に改め、同様式の備考中「代表者がそれぞれ」を削り、「及び名称を記載し、記名押印した」を「、名称、代表者の氏名等を記載した」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第64号

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和46年長野県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。
 様式第5号中「氏名 ㊤」を「氏名 ㊤」に、「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第6号中「氏名 ㊤」を

「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とする。

様式第7号中「氏名」を「」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第8号中「氏名」を「」を

「氏名」に、「建べい率」を「建蔽率」に改め、同様式の備考を削る。

様式第9号中「氏名」を「」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第10号中「氏名」を「」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第11号中「氏名」を「」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第65号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道19号の項中「万路沢橋（木曾郡上松町大字上松1252番の入の2地先）」を「木曾郡木曾町道板敷野線との交差点」に改め、同表の県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線の項中「中央アルプス県立公園」を「中央アルプス国定公園」に改め、同表の県道上松南木曾線の項中「ふるさと林道台ヶ峰線」を「木曾郡上松町道台ヶ峰北線」に改め、「（木曾郡上松町大字上松1302番地の5地先）」を削り、「同林道」を「ふるさと林道台ヶ峰線」に改め、「（木曾郡上松町大字小川2808番の1地先）」を削り、同表の長野市道豊野424号線の項中「長野市豊野町蟹沢字南曾峯307番地1地先」を「長野市豊野町蟹沢2801番地1地先」に改め、同表の諏訪郡原村道2016号線の項の次に次のように加える。

Table with 3 columns: Road Name, Location, and Details. Rows include 木曾郡上松町道台ヶ峰北線, 木曾郡上松町道長坂沓掛線, and 木曾郡木曾町道合黒田線.

Table with 3 columns: Road Name, Location, and Details. Rows include 木曾郡木曾町福島4422番地16, 木曾郡上松町と木曾郡木曾町との境界から一般国道19号との交差点まで, and 木曾郡木曾町道板敷野線.

別表第2のふるさと林道台ヶ峰線の項を削り、同表のしなの鉄道線の項中「上田市大字天神2丁目1877番の10地先」を「上田市天神2丁目1875番の3地先」に改める。

別表第3の一般国道20号の項中「岡谷市道23号線」を「県道下諏訪辰野線」に改め、同表の中央本線の項中「岡谷市堀ノ内1丁目2067番の2地先」を「岡谷市堀ノ内1丁目2067番の4地先」に改め、同表のしなの鉄道線の項中「上田市天神2丁目1877番の10地先」を「上田市天神2丁目1875番の3地先」に改める。

様式第1号の第1面中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の第2面及び同様式の備考の3中「長野市」の次に「及び松本市」を加える。

様式第2号及び様式第3号中「氏名」を「氏名」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第66号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項及び第2項中「(48)、(49)及び(53)から(58)」を「(49)、(50)及び(54)から(59)」に改める。

第38条第1項中「第11条の4第3項」を「第11条の3第3項」に改める。

様式第1号中「氏名」を「氏名」に改める。

様式第2号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

様式第2号の2中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

様式第3号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第4号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第4号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第4号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第4号の2中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第7号中「申請者氏名」を

建築住宅課

「申請者氏名」に、「建ぺい率」を

「建蔽率」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を

同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

様式第9号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第10号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第11号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第12号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とする。

様式第13号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第14号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第15号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

建築住宅課

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第67号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和40年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条の3第4項」を「第5条の3第3項」に改める。

第7条中「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第8条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

様式第4号中「氏名」を

「氏名」に改める。

様式第5号中「氏名」を

「氏名」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

様式第6号中「氏名」を

「氏名」に、「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第68号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第259条中「5パーセント」を「3パーセント」に改める。

別表第1の12中「蓼科高等学校 望月高等学校」を「蓼科高等学校」に改める。

様式第119号の徴収委託人用及び様式第120号中

「徴収委託人」を

「徴収委託人」に改める。

様式第121号及び様式第122号中「氏名」を

「氏名」に改める。

様式第125号中「氏名」を

「氏名」に改める。

様式第137号の文書処理用中「氏名」を

「氏名」に改め、同文書処理用の注中「はり

付ける」を「貼り付ける」に改め、同様式の電算システム用中

「氏名」を「請求者氏名」に、

「請求、受領、精算印」を

「受領、精算印」に改める。

様式第138号の文書処理用中「請求受領、精算印」を

「受領、精算印」に改め、同様式の電算システム用中

「氏名」を「請求者氏名」に、

「請求、受領、精算印」を

「受領、精算印」に改める。

様式第139号の文書処理用の表中「氏名」を

「氏名」に改め、同文書処理用の裏中

「職氏名」を「職氏名」に改める。

に改め、同裏の注中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。
 様式第176号、様式第210号、様式第213号、様式第213号の3、様式第215号、様式第217号、様式第218号、様式第228号及び様式第234号中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第239号中「(交換(譲与、譲渡)を受けた者㊟)」を「(交換(譲与、譲渡)を受けた者)」に改める。

様式第250号及び様式第256号中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第272号中「職氏 名㊟」を「職氏 名」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

会 計 課

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和3年3月29日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第1号

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

県営水道条例施行規程(昭和38年長野県公営企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

代理人の住所及び氏名	㊟
------------	---

」

を

「

代理人	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先 電 話 番 号	

」

に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

水 道 事 業 課

県営水道用水料金徴収条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和3年3月29日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第2号

県営水道用水料金徴収条例施行規程の一部を改正する管理規程

県営水道用水料金徴収条例施行規程(昭和57年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「水 道 事 業 者㊟」を「水 道 事 業 者」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

水 道 事 業 課

企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和3年3月29日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第3号

企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の旅費に関する規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

企業職員の旅費等に関する規程

本則中「長野県企業局」を「公務のために旅行する長野県企業局」に、「企業職員の旅費」を「企業職員に対し支給する旅費及び費用弁償並びに長野県企業局に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員である企業職員に対し支給する通勤に係る費用弁償」に、「一般職の職員の旅費に関する条例」を「一般職の職員の旅費等に関する条例」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

経 営 推 進 課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和3年3月29日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第4号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「予算流用決議書(様式第4号)」を「予算変更書」に改める。

第11条第1項中「予備費充用計算書(様式第5号)」を「予算変更書」に改める。

第17条第1項中「(様式第7号)」、「(様式第8号)」及び「(様式第9号)」を削り、同条第2項中「代るべきもの」を「代わるべきもの」に改める。

第19条第1項第1号の「ア」中「(様式第9号の2)」を削り、同号の「イ」中「(様式第9号の3)」を削り、同号の「ウ」中「(様式第10号)」を削り、同項第2号の「エ」中「(様式第21号)」を削り、同号の「オ」中「(様式第22号)」を削る。

第22条第2項中「(様式第29号)」を削る。

第41条第1項第1号中「賃金、」を削る。

第45条第1項中「又は賃金」を削る。

第47条第1項中「(様式第42号)」を削る。

第49条第1項中「(様式第44号)」を削る。

第77条第3項中「付記押印させ」を「付記させ」に改める。

第119条第1項及び第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「(様式第59号)」を削る。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

(様式第4号)及び(様式第5号) 削除

様式第7号から様式第10号までを次のように改める。

(様式第7号)から(様式第10号)まで 削除

様式第19号から様式第22号までを次のように改める。

(様式第19号)から(様式第22号)まで 削除

様式第29号を次のように改める。

(様式第29号) 削除

様式第40号中

総額	円	内	報酬	円	現支	報酬	円
ほか	人分	訳	賃金	円	払	賃金	円
					高		

を

報酬総額	円	現金支払高	円
ほか	人分		

に改める。

様式第42号を次のように改める。

(様式第42号) 削除

様式第44号を次のように改める。

(様式第44号) 削除

様式第47号及び様式第48号中「氏名 氏名」を「氏名 氏名」に改める。

様式第53号中「住所 氏名」を「住所 氏名」に改める。

様式第54号中「氏名」を「氏名」に改める。

様式第58号及び様式第59号を次のように改める。

(様式第58号)及び(様式第59号) 削除

附則

この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

経営推進課

長野県企業局職員宿舎管理規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和3年3月29日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第5号

長野県企業局職員宿舎管理規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局職員宿舎管理規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「宿舎管理者☒」を「宿舎管理者」に改める。

様式第4号中「職氏名 ☒」を「職氏名」に改める。

様式第5号中「宿舎管理者☒」を「宿舎管理者」に改める。

様式第6号中「職氏名 ☒」を「職氏名」に、「付属建物 むね」を「付属建物 棟」に改める。

様式第7号中「職氏名 ☒」を「職氏名」に改める。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

経営推進課

長野県企業局被服等貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和3年3月29日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第6号

長野県企業局被服等貸与規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局被服等貸与規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

(別記様式)(第3条関係)

被服等貸与台帳

整理番号No.

被貸与者 職氏名					
品目	貸与 期間	員数	貸与年月日	返納予定年月日	所属長

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

経営推進課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「総務課、企画協力課」を「総務企画課」に改め、同条第2項中「総務課」を「総務企画課」に改め、同項第3号中「他課」を「資料情報課」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号を同項第5号とし、同項第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 企画、運営及び広報に関すること。
- (3) 市町村立図書館との連絡調整に関すること。
- (4) 読書の啓発及び読書組織の育成に関すること。

第27条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

附則第3項の見出しを「(国民スポーツ大会準備室)」に改め、同項中「第82回国民体育大会」を「第82回国民スポーツ大会」に、「国

体準備室」を「国民スポーツ大会準備室」に改める。

別表第8の図書館の項中「次長」を「副館長」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第5の1の(2)の□中「特別休暇」の次に「、不妊治療休暇、子育て部分休暇」を加える。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

長野県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

(長野県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第7号までの規定中

「氏名」を「氏名」に改める。

様式第7号の2中「氏名」を「氏名」に改める。

「氏名」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「氏名」を「氏名」に改める。

「氏名」に改める。

(長野県立高等学校教材取扱規則の一部改正)

第2条 長野県立高等学校教材取扱規則(昭和31年長野県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「(別記第1号様式)」を「(別記第1号様式)

(第4条関係)」に、「氏名 職印」を

「氏名」に改める。

別記第2号様式中「(別記第2号様式)」を「(別記第2号様式)

(第5条関係)」に、「氏名 職印」を

「氏名」に改める。

(長野県営運動場規則の一部改正)

第3条 長野県営運動場規則(昭和32年長野県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改め、同様式の備考中

「代表者がそれぞれ」を削り、「及び名称を記載し、記名押印した」を「、名称、代表者の氏名等を記載した」に改める。

(特別支援学校への就学奨励に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行細則(昭和33年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「(昭和 年4月1日現在)」を「(年4月1日現在)」に、「」を

「」に、

1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地
1 級 地	及 び 2 級 地	3 級 地	4 級 地

を

「」に改める。

様式第2号の(1)中「(昭和 年4月1日現在)」を

「(年4月1日現在)」に、「基き」を「基づき」に改め、

昭和	年度米収穫量
昭和	年度麦収穫量
昭和	年度米割当供出量
昭和	年度米超過供出量

同様式の(3)中

を

年度米収穫量
年度麦収穫量
年度米割当供出量
年度米超過供出量

に改める。

様式第3号中「」を

「」に改め、同様式の備考の1及び2を削り、同備考の3を同備考とする。

様式第4号中「氏名(又は保護者等)」を「氏名(又は保護者等)」に改め、同様式の備考を削る。

様式第5号中「氏名(又は保護者等)」を「氏名(又は保護者等)」に改める。

(社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正)

第5条 社会教育主事の資格認定に関する規則(昭和35年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
様式第2号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第6条 学校教育法施行細則(昭和35年長野県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第28号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を次のように改める。

1 氏名は自署すること。

様式第30号及び様式第31号中「氏名」を「氏名」に改める。

(社会教育法施行細則の一部改正)

第7条 社会教育法施行細則(昭和35年長野県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式中
「(別記様式) 学校長 経由」を「(別記様式) (第3条関係) 学校長 経由」に改める。

「申請者住所氏名」を「申請者住所氏名」に改める。

(博物館法施行細則の一部改正)

第8条 博物館法施行細則(昭和35年長野県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「寄付行為」を「寄附行為」に改める。

第6条を削る。

様式第2号中
「(様式第2号) 教育事務所長 経由」を「(様式第2号) (第3条関係) 教育事務所長 経由」に改める。

「市町村教育委員会又は法人住所代表者氏名」を「市町村教育委員会又は法人住所代表者氏名」に改め、同様式の添付書類の私立博物館の場合の1中「寄付行為」を「寄附行為」に改める。

様式第6号中
「(様式第6号) 教育事務所長 経由」を「(様式第6号) (第4条関係) 教育事務所長 経由」に改める。

「市町村教育委員会又は法人住所代表者氏名」を「市町村教育委員会又は法人住所代表者氏名」に改める。

様式第7号中

「(様式第7号) 教育事務所長 経由」を「(様式第7号) (第5条関係) 教育事務所長 経由」に改める。

「市町村教育委員会又は法人住所代表者氏名」を「市町村教育委員会又は法人住所代表者氏名」に改め、同様式の添付書類中「寄付行為」を「寄附行為」に改める。

(教育職員免許法施行細則の一部改正)

第9条 教育職員免許法施行細則(昭和35年長野県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「(受講の申込みの方法)」に改め、同条中「免許法認定講習受講申込書(様式第22号)を」を「別に定める方法により」に、「提出しなければ」を「申し込まなければ」に改める。

様式第1号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
様式第1号の2中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
様式第1号の3中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
様式第2号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を次のように改める。

(備考) 氏名は自署すること。

様式第3号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を次のように改める。

(備考) 氏名は自署すること。

様式第9号中「氏名」を「氏名」に、「すべて」を「全て」に改め、同様式の備考を削る。

様式第10号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
様式第11号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第12号中「氏名」を「氏名」に、「すべて」を「全て」に改め、同様式の備考を削る。

様式第13号中「氏名」を「氏名」に、「すべて」を「全て」に改め、同様式の備考を削る。

様式第14号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
様式第15号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第16号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第17号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

「氏名」を
 様式第19号中「氏名」を
 「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第22号を削る。

(長野県山岳総合センター規則の一部改正)

第10条 長野県山岳総合センター規則(昭和44年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名」を
 「代表者氏名」に改め、同様式の備考中「代表者がそれぞれ」を削り、「及び団体の名称を記載し、記名押印した」を「名称、代表者の氏名等を記載した」に改める。

(学校医等の公務災害補償に関する規則の一部改正)

第11条 学校医等の公務災害補償に関する規則(昭和49年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「学校長」を「学校長」に改める。
 (文化財保護条例施行規則の一部改正)

第12条 文化財保護条例施行規則(昭和51年長野県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第7号及び様式第10号中「氏名」を
 「氏名」に改める。

(長野県少年自然の家規則の一部改正)

第13条 長野県少年自然の家規則(昭和52年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名」を
 「代表者氏名」に改め、同様式の備考中「代表者がそれぞれ」を削り、「及び団体の名称を記載し、記名押印した」を「名称、代表者の氏名等を記載した」に改める。

(長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部改正)

第14条 長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則(昭和52年長野県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第6号中
 「氏名」を「氏名」に改める。

(長野県総合教育センター規則の一部改正)

第15条 長野県総合教育センター規則(平成8年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中
 「氏名」を「氏名」に改める。

(長野県立中学校管理規則の一部改正)

第16条 長野県立中学校管理規則(平成23年長野県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「氏名」を
 「氏名」に改める。

(長野県立武道館規則の一部改正)

第17条 長野県立武道館規則(令和元年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名」を
 「代表者氏名」に改め、同様式の備考中「代

表者がそれぞれ」を削り、「及び名称を記載し、記名押印した」を「名称、代表者の氏名等を記載した」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

高校教育課
 特別支援教育課
 学びの改革支援課
 文化財・生涯学習課
 スポーツ課

職員の特別ほう賞金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

職員の特別ほう賞金に関する規則の一部を改正する規則

職員の特別ほう賞金に関する規則(昭和47年長野県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条中「教育事務所、」を「室若しくは現地機関若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

別表第1中「(別表第1)」を「(別表第1)(第3条関係)」に、

10,000,000円	を	円 13,000,000	に改める。
7,500,000円		10,000,000	
5,000,000円		6,250,000	

別表第2中「(別表第2)」を「(別表第2)(第3条関係)」に、

7,500,000円	5,000,000円	2,500,000円	を
6,750,000	4,500,000	2,250,000	
6,000,000	4,000,000	2,000,000	
5,400,000	3,600,000	1,800,000	
4,725,000	3,150,000	1,575,000	
4,125,000	2,750,000	1,375,000	
3,525,000	2,350,000	1,175,000	
3,000,000	2,000,000	1,000,000	

円 10,000,000	円 6,250,000	円 3,000,000	に改め
8,400,000	5,650,000	2,800,000	
7,500,000	5,000,000	2,500,000	
6,800,000	4,500,000	2,300,000	
5,900,000	3,950,000	2,000,000	
5,200,000	3,450,000	1,700,000	
4,400,000	2,950,000	1,500,000	
3,800,000	2,500,000	1,300,000	

る。

別表第3中「(別表第3)」を「(別表第3)(第3条関係)」に、「200,000円」を「250,000円」に改める。

別紙様式中「(別紙様式)」を「(別記様式)(第5条関係)」に、「氏名回」を「氏名」に改め、同様式を別記様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育政策課

長野県信濃美術館規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

長野県信濃美術館規則の一部を改正する規則

長野県信濃美術館規則(昭和44年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県立美術館規則

第1条中「長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館条例」に、「第16条」を「第17条」に、「長野県信濃美術館()」を「長野県立美術館()」に改める。

第3条第1項中「美術館の展示施設」を「県民ギャラリー又は多目的ルーム(以下「貸出施設」という。))」に、「次に掲げる事項を記載した申請書を」を「申請書を次に掲げる期間内に」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 県民ギャラリー又は県民ギャラリーと併せて利用する場合の多目的ルームについては、利用しようとする日(以下この項において「利用日」という。)の前1年に当たる日の属する月の初日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)から利用日の前30日まで
 - (2) 多目的ルームについては、利用日の前3月に当たる日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)から利用日の前日まで
- 第3条第3項中「展示施設」を「貸出施設」に、「第2項」を「前項」に、「展示資料」を「展示品」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「展示資料」を「展示品」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、同項の期間外の申請についても受理することができる。
 - 3 第1項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 利用目的
 - (2) 利用する貸出施設の名称
 - (3) 利用期間
 - (4) 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合においては、その旨
 - (5) 多目的ルームを文化芸術活動以外に利用する場合にあっては、その旨
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項
- 第4条中「前条第3項」を「前条第5項」に、「が、展示施設」

を「(第6条及び第7条において「貸出施設利用者」という。)が、貸出施設」に改め、「の申請」及び「、当該利用開始日前7日まで」を削る。

第5条第1号中「展示施設、展示資料等をき損し」を「施設、展示品等を毀損し」に改め、同条第2号中「は、静粛にし、」を削り、同条第3号中「、又は喫煙し」を削る。

第6条の見出しを「(利用後の処理)」に改め、同条第1項中「利用者は、利用を終わった」を「貸出施設利用者は、施設又は備品の利用を終了した」に改め、同条第2項を削る。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第2項第5号中「行っている」を「行っている」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(損害の賠償)

第7条 美術館を利用する者は、施設、展示品等(貸出施設利用者が持込みをしたものを除く。)を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従い、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

別記様式中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に、

「代表者氏名 ㊟」を

「代表者氏名 ㊟」に、「長野県信濃美術館の」を「長野県立美術館の」に、「長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館条例」に改め、同様式の備考中「代表者がそれぞれ」を削り、「及び名称を記載し、記名押印した」を「、名称、代表者の氏名等を記載した」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定(「第16条」を「第17条」に改める部分を除く。)及び別記様式の改正規定(「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改める部分を除く。)は、令和3年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

長野県公安委員会規則第3号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則等の一部を改正する規則

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部改正)

第1条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和29年長野県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「(所属長の官職及び氏名)

を

」

「(所属長の官職及び氏名)

に、

」

「医師氏名 ㊟」を
「医師氏名 ㊟」に改める。
様式第3号の(1)中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同(1)の注の2を削り、
同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とし、同注の5を
同注の4とし、同注の6を同注の5とし、同様式の(2)中
「医師氏名 ㊟」を
「医師氏名 ㊟」に改め、同様式の(3)中
「薬剤師氏名 ㊟」を
「薬剤師氏名 ㊟」に改め、同様式の(4)中
「代表者氏名 ㊟」を
「代表者氏名 ㊟」に改める。
様式第4号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とし、同注の5を
同注の4とする。
様式第4号の2中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の3を削る。
様式第5号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の1を同注とする。
様式第6号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の1を同注とする。
様式第7号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の1を同注とする。
様式第8号中「住所 ㊟」を
氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の1を同注とする。
「住所 ㊟」に、
氏名 ㊟」に改め、同様式の注の3を削り、
同注の4を同注の3とし、同注の5を同注の4とする。
様式第9号の2中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とする。
様式第10号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とし、同注の5を
同注の4とする。
様式第11号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の3を削る。
様式第11号の2中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の3を削る。
様式第11号の3中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の3を削る。
様式第13号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の3を同注の2とする。
様式第15号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、

同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とする。
様式第17号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の3を同注の2とする。
様式第18号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とし、同注の5を
同注の4とする。
様式第19号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に、
「 ㊟」を「」に改
め、同様式の注の2を削り、同注の3を同注の2とし、同注の4
を同注の3とする。
様式第21号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とする。
様式第22号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の1を同注とする。
様式第23号中「住所 ㊟」を
氏名 ㊟」に改め、同様式の注の2を削り、
同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とする。
同様式中
「医師氏名 ㊟」を
「医師氏名 ㊟」に改める。
様式第24号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の注の1を削り、
同注の2を同注とする。
(金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則の一部改正)
第2条 金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則(昭和
32年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
様式第1号から様式第5号まで、様式第7号、様式第9号から
様式第12号まで、様式第14号、様式第15号及び様式第17号から様
式第20号までの規定中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改める。
様式第21号から様式第23号までの規定中「 取扱者印」を
「 取扱者」に改める。
(長野県道路交通法施行細則の一部改正)
第3条 長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規
則第4号)の一部を次のように改正する。
様式第1号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の備考を削る。
様式第5号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の備考の3を削る。
様式第7号中「氏名 ㊟」を
「氏名 ㊟」に改め、同様式の備考の3を削り、
同備考の4を同備考の3とする。

別記様式中「氏名(名称) ㊦」を

「氏名(名称) 」に改める。

(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第8条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年長野県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号まで及び様式第9号中

「氏名(法人名) ㊦」を

「氏名(法人名) 」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「主宰者の職名及び氏名

㊦」

を「主宰者の職名及び氏名」に改める。

様式第12号中「氏名(法人名) ㊦」を

「氏名(法人名) 」に改める。

様式第13号中「弁明録取者の職名及び氏名 ㊦」を

「弁明録取者の職名及び氏名」に改める。

(年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例施行規則(平成11年長野県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第2号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第3号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第10条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年長野県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「申請者 ㊦」を「申請者」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第3号中「申請者 ㊦」を「申請者」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙の使用に関する経過措置)
- 2 この規則の施行前に、第1条の規定による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則、第2条の規定による改正前の金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則、第3条の規定による改正前の長野県道路交通法施行細則、第4条の規定による改正前の長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則、第5条の規定による改正前の長野県警察国有物品管理規則、第6条の規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、第7条の規定による改正前の警備業法施行細則、第8条

の規定による改正前の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、第9条の規定による改正前の年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例施行規則又は第10条の規定による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

警 務 課

職員の分限に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月29日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第4号

職員の分限に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の分限に関する規則の一部改正)

第1条 職員の分限に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「(別記様式)」を「(別記様式)(第5条関係)」に、「任命権者㊦」を「任命権者」に改める。

(長野県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第2条 長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中「任命権者 ㊦」を「任命権者」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「任命権者 ㊦」を「任命権者」に改める。

様式第11号中「受給資格者氏名 ㊦」を「受給資格者氏名」に改める。

様式第12号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式の注を削る。

様式第13号及び様式第14号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

様式第15号から様式第19号までの規定中「 年 月 日」を

氏名 ㊦「 年 月 日」に改める。

氏名」様式第20号から様式第23号までの規定中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

様式第25号中「申請者氏名 ㊦」を「申請者氏名」に改める。

様式第28号中「高齢受給資格者氏名 ㊦」を「高齢受給資格者氏名」に改める。

(再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則の一部改正)

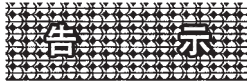
第3条 再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則（平成28年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 〇」を「氏名 〇」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3を同注の2とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第164号

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱（昭和62年長野県告示第48号）は、廃止します。

長野県告示第166号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

氏 名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
池田 輝明	肝臓	茅野市ちの2808-1 医療法人こまくさ会 池田医院
池田 義明	心臓 腎臓 呼吸器 小腸 肝臓	茅野市ちの2808-1 医療法人 こまくさ会 池田医院
池田 豊	肢体不自由 心臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	茅野市ちの2808-1 医療法人 こまくさ会 池田医院
安田 翔子	肢体不自由 呼吸器	安曇野市豊科3100 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こども病院
白井 祥睦	ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
渡辺 一弘	小腸 肝臓	諏訪市四賀赤沼1770-3 渡辺内科クリニック
大澤 明彦	肢体不自由	南佐久郡佐久穂町高野町328 佐久穂町立千曲病院
神山 育男	肢体不自由	伊那市西町5121番地1 神山内科医院
飯塚 啓二	肢体不自由	松本市波田4417-180 松本市立病院

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

人権・男女共同参画課

長野県告示第165号

学校法人補助金交付要綱（昭和45年長野県告示第659号）は、令和3年3月31日限り、廃止し、この告示による廃止前の学校法人補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

令和3年3月29日

長野県知事 阿部守一

私学振興課